

障害者の計画相談支援の充実に向けた指定都市市長会提言

令和4年10月の「社会保障審議会障害者部会資料」によると、障害者は全人口の約9.2%（約1,160万人）に上ると推計され、平成23年版障害者白書で発表された6%（約742万人）に比して年々増加しており、障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくために、一人ひとりが日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結び付けるための支援は、ますます重要性を増している。

令和4年6月の社会保障審議会障害者部会の報告書においても、計画相談支援をはじめとする相談支援の質の向上のため、人員体制や運営状況などの実情を踏まえた実効ある方策の検討の必要性が提言されており、国は、持続可能な質の高い障害福祉サービスの強化に向けた検討を重ねている。

計画相談支援は、障害者の生活全般を支え、中立・公平性を保ちつつ質の高いサービス提供が求められる重要なサービスであるにもかかわらず、支援業務のうち、かなりの比重を占める日々の相談業務については評価されておらず、事実上無償であるなど、令和3年度報酬改定で基本報酬算定構造の見直しが図られたものの、未だ安定的な事業所運営が困難な報酬体系となっている。

特に、大規模自治体においては、報酬体系に起因する計画相談支援事業所、相談支援専門員の不足により、障害者が計画相談支援を利用できず、自ら「セルフプラン」を作成せざるを得ない状況が続いており、神奈川県や大阪府では4割を超えるなど、指定都市を抱える道府県においてセルフプラン率が高止まりしている。

障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現にむけて、障害者一人ひとりの生活にきめ細かく伴走していく支援とするため、専任体制で安定した事業運営を行える報酬体系の構築が必要である。また、高い行政能力や都市機能を有する指定都市は、地域を牽引する役割を担っており、地域の状況を踏まえ、限られた行政資源を広域的かつ効率的に活用することで、地域における障害者支援をさらに充実することが可能である。このことから、指定都市市長会として、以下のとおり提言する。

1 計画相談支援の報酬算定構造の見直し

質の高い相談支援の提供を行うためには、基本報酬を上げて専任体制の構築をすることが重要であることから、毎月、利用者一人あたりで算定する一定の基本報酬月額を設定するなど、相談支援専門員が担う日々のきめ細かな支援について、継続的に評価されるよう、計画相談支援の報酬算定構造の見直しを行うこと。

2 地域における障害者支援体制の構築

基礎自治体として現場力を有する指定都市が、地域の実情に応じて、近隣の小規模自治体と連携して障害者支援を行うことができるよう、必要な財政措置を含めた仕組みを構築すること。

令和5年1月25日
指定都市市長会